

「mamorino ご利用者向けプレゼント保険」のご案内

～スタンダード傷害保険(傷害事故の範囲：一般傷害)～

傷害保険の概要

【補償概要】 交通事故はもちろん、日常生活で予期せぬ偶然な事故でケガをした場合に保険金をお支払いします。その他にも万一に備える補償が付いています。

【補償の対象者】 mamorino 契約者が KDDI 所定の専用応募フォームに登録した 13 歳以下の方 (注)
(被保険者) (注) mamorino シリーズをご利用中の契約者または利用者登録者であること。2021 年 4 月 1 日時点では 13 歳以下であること。先着 10,000 名に限る。

【補償開始日】 <応募期間①2020 年 11 月 1 日 0:00～2021 年 1 月 11 日 23:59 にご応募された方>
2021 年 2 月 1 日午前 0 時より補償開始
<応募期間②2021 年 2 月 1 日 0:00～2021 年 4 月 10 日 23:59 にご応募された方>
2021 年 5 月 1 日午前 0 時より補償開始

【補償期間】 補償開始日より最大 6 ヶ月間 (注) となります。

(注) ・応募期間①の方：2021 年 8 月 1 日午後 4 時まで
・応募期間②の方：2021 年 11 月 1 日午後 4 時まで
・補償期間 (6 ヶ月間) が過ぎると、補償は自動的に終了します。
・応募後、補償開始前に mamorino 通信契約を解約された場合は、補償の対象外となります。
・補償期間中に mamorino 通信契約を解約された場合は、補償期間が残っていても補償は解約日の属する月末日で終了します。

【補償内容】

入院一時金（入院 3 日以上）*	10,000 円
救援者費用等保険金	最大 100 万円
携行品損害保険金	最大 10 万円(免責 3,000 円)



※「熱中症補償特約」「食中毒補償特約」が付帯されています。

お支払いする主な場合

■ 入院一時金

- 日常生活における偶然な事故によるケガや「日射」または「熱射」、細菌性食中毒またはウィルス性食中毒のため、3 日以上入院した場合

■ 救援者費用等補償

- 偶然な外来の事故によるケガ等により、継続して 14 日以上入院し、被保険者ご家族やご親族が捜索救助費用等を負担したことによって損害を被った場合 など

■ 携行品損害補償

- 居住する住宅（敷地内を含みます）の外で携行する被保険者が所有する身の回り品に、偶然な事故により損害が発生した場合 など

※詳細は次頁以降「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

お支払いできない主な場合

■ 入院一時金・救援者費用等補償

- 被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
- 闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 など

■ 携行品損害補償

- 保険の対象の自然の消耗・性質によるさび、かび、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い
- 保険の対象のすり傷等の単なる外観の損傷
- 保険の対象の置き忘れ・紛失 など

※詳細は次頁以降「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

【個人情報の取り扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社が他の商品・サービスのご案内のために利用することができます。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等に提供することができます。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第 53 条の 10）により、利用目的が限定されています。詳細については、au 損害保険㈱のホームページ（https://www.au-senso.co.jp/pc/common/popup/PU_C_7.html）をご覧ください。

【お申込みにあたってのご注意】

本保険は保険契約者を KDDI 株式会社、引受保険会社を au 損害保険株式会社とするスタンダード傷害保険の一般包括契約です。被保険者（補償の対象となる方）の方の保険料負担はありません。

補償内容については概要を説明したものです。詳しくは au 損害保険株式会社のホームページにあるスタンダード傷害保険ご契約のしおり（普通保険約款・特約集）をご確認ください（<https://www.au-senso.co.jp/>）。なお、ご不明な点があれば下記お問い合わせ先までご連絡ください。

【お支払いする保険金および費用保険金のご説明】

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
入院一時金	事故によるケガのため、事故発生の日からその日を含めて180日以内に、免責日数（2日）を超えて入院された場合	10,000円 (入院一時金額)	<p>次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ・ 騭争行為、自殺行為、犯罪行為 ・ 自動車、原動機付自転車を無資格運転中、酒気帯び運転中または麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転中の事故 ・ 脳疾患、疾病または心神喪失 ・ 妊娠、出産、早産または流産 ・ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変、暴動（注1） ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・ 自動車等の乗用具による競技、競争もしくは興行またはこれらのための練習を行っている間の事故 ・ テストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故 ・ 山岳登はん（ピッケル等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング等をいいます）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗などの危険な運動を行っている間の事故 ・ むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注2） <p>など</p> <p>（注1）テロ行為によるケガに関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約（条件付）」により、保険金お支払いの対象となります。</p> <p>（注2）被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p>
救援者費用等補償（特約）	<p>被保険者が次の①から③のいずれかに該当し、ご契約者、被保険者または被保険者の親族が捜索救助費用等を負担したことによって損害を被った場合</p> <p>① 搭乗している航空機または船舶が行方不明または遭難した場合</p> <p>② 急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公の機関により確認された場合</p> <p>③ 急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または継続して14日以上入院された場合</p>	救援者費用等の額 (最大 100 万円)	<p>① ご契約者（個人型のみ）、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>② 騭争行為、自殺行為、犯罪行為</p> <p>③ 自動車、原動機付自転車の無資格運転中、酒気帯び運転中または麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転中の事故</p> <p>④ 脳疾患、疾病または心神喪失</p> <p>⑤ 妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変、暴動（注1）</p> <p>⑦ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑧ 山岳登はん（ピッケル等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング等をいいます）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗などの危険な運動を行っている間の事故</p> <p>⑨ むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注2）</p> <p>⑩ 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒</p> <p>（注1）テロ行為によるケガに関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約（条件付）」により、保険金お支払いの対象となります。</p> <p>（注2）被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p> <p>など</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
携行品損害補償(特約)	居住する住宅(敷地内を含みます)の外で携行する被保険者所有の身の回り品に、偶然な事故により損害が発生した場合	<p>損害の額—自己負担額(3,000円)</p> <p>※損害の額は携行品1個、1組または1対あたり10万円(乗車券または通貨等は合計5万円)が限度となります。</p> <p>※1回の事故につき、携行品損害保険金額(10万円)が限度となります。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金が支払われている場合には、保険金を差し引いてお支払いすることがあります。</p>	<p>① 被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>② 自動車、原動機付自転車の無資格運転中、酒気帯び運転中または麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転中の事故</p> <p>③ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変、暴動(注)</p> <p>④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑤ 保険の対象の欠陥</p> <p>⑥ 保険の対象の自然の消耗・性質によるさび、かび、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い</p> <p>⑦ 保険の対象のすり傷等の単なる外観の損傷</p> <p>⑧ 保険の対象の置き忘れ・紛失</p> <p>(注) テロ行為によるケガに関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約(条件付)」により、保険金お支払いの対象となります。</p> <p>など</p>

(※) 身の回り品には、下記のものは対象に含まれません。

- ① 株券、手形、定期券、印紙、切手、その他これらに類する物
ただし、定期券以外の乗車券ならびに通貨等については補償対象となります。
 - ② 預貯金証書、クレジットカードその他これらに類する物
 - ③ パスポートその他これらに類する物
 - ④ 船舶、自動車、原動機付自転車、自転車およびこれらの付属品
 - ⑤ 山岳登はん(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等をいいます)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗などの危険な運動を行っている間に用いられる用具
 - ⑥ テストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競走選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間に用いられる用具
 - ⑦ 義歯、義肢およびコンタクトレンズその他これらに類する物
 - ⑧ 動物および植物
 - ⑨ その他保険証券に保険の対象に含まれない旨記載された下記の物
 - a) サーフボード・ウインドサーフィンおよびこれらの付属品
 - b) 携帯電話(スマートフォン、PHSを含む)等の携帯式通信機器およびこれらの付属品
 - c) ノート型パソコン・ワープロ等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
 - d) つり具(つり竿・竿掛け・竿袋・リール・ルアー・つり具入れ・クーラー・びく・たも網・救命胴衣・胴付長靴およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます。)
- など

【事故が発生した場合は】

万一事故が発生した場合は、30日以内に下記連絡先にご連絡ください。

ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることができます。

＜連絡先＞ 「mamorino ご利用者向けプレゼント保険」 事故受付デスク
0800-500-0145 (24時間365日無料)

お問い合わせ先	【補償内容に関するお問い合わせ先】 au損保カスタマーセンター	【引受保険会社】 au 損害保険株式会社
	TEL: 0800-700-0600 (通話料無料) (受付時間: AM9時~PM6時、年末年始を除く)	